

家計の構造と家計費の構造

——家計の分離とかかわり——

御 船 美智子

I はじめに

家計調査により家計費の実態を探る目的のひとつは、家計費の水準の測定により、生活水準を測りそこにどのような生活問題があるのかを浮きぼりにすることにある。なぜ「家計」を対象とするのか。いうまでもなく、現代の経済社会において営まれている生活が、家庭を単位としているため、その家計費を測定するのである。しかし、今日、家庭を単位としてその生活費を測定することにどれほどの意義があるのか、疑問が残る。つまり、従来の意味での「家計」という枠内でどのような生活が賄われているのか、「家計」の枠外で賄われている生活があるのではないかと、さらにつきつめていけば「家計」の意味が変化しているのではないかと、では家計とは今日どういう形で成立しているのかという点である。「一大家族一家計」「家計は統一的・合理的な意志によって運営されている」という、従来、前提とされてきた家計像は、今日の家計の実態そのものではないように思われる。近年、こうした家計のあり方の変化は、「家計の個別化¹⁾」「個計化²⁾」などの言葉で表現されることが多い。「家計の個別化」の程度を測るにふさわしくデザインされた家計調査がほとんど存在しないことなどの理由で、「家計の個別化」については、言葉が多用される反面詳細な実証³⁾は多くなく、その基準も必ずしも統一的で明確なものではない。さらに家計の変容は「個別化」という視点だけでは捉えきれなくなっているように思われる。しかしながら、「家計の個別化」は現代家計の

変容のありさまを示すひとつの的確な表現であろうと考えられる。もちろん、こうした構造的な言葉で修飾され始めた家計については、今日、「家計とは何か」という基本的な点を明らかにする研究視座が必要と考えられる。以下では、掛川調査により可能なかぎり「家計の個別化」について検討したい。

本論においては三世代家族の家計を対象とし、その家計の構造と家計費の構造を明らかにしたい。家計の分離の程度や、分離した家計間のかかわりがどのような形でなされているのかを探り、現代家計の変容の一側面とその要因を考える。

II 管理担当形態からみた家計の構造とその類型

経済社会全体のなかで、家計はひとつの単位とみなされ、通常、家計管理者がその収支を把握しているとされる。しかし詳細にみると収入は複数あり、その管理は必ずしも1人の手にあるものではない。

掛川調査においては、家計簿とくらし帳の2種類の帳簿を適宜渡しており、その帳簿の管理担当の形態により“家計の構造”を知ることができる。すなわち、家計簿が管理する範囲を「本家計」、くらし帳が管理する範囲を「副家計」と考える。家計の構造の理念型は、大きく3つに分けられる。第1は「一大家族一家計型」(図1)で、高齢者の収入も子世代の収入も「本家計」に入り、高齢者の支出も子家族の支出も本家計から出るタイプである。第2は「完全分離型」(図2)で、高齢者

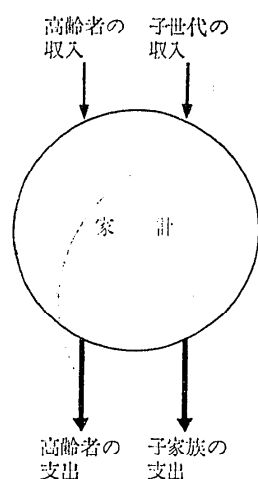


図1 「一家族一家計型」

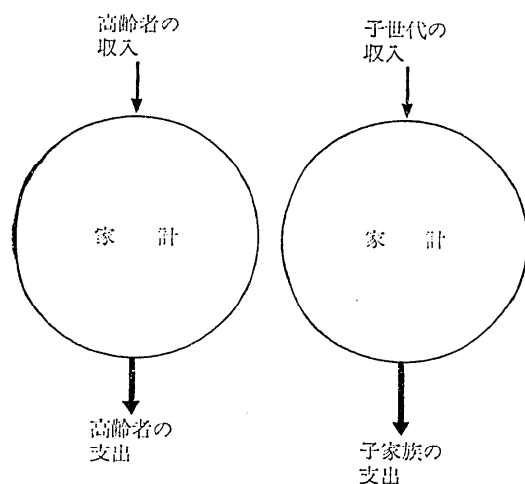


図2 「完全分離型」

の収入が入る家計（本あるいは副家計）から高齢者の支出が出、子世代の収入が入る家計（本あるいは副家計）から子家族の支出が出、両家計のかかわりのまったくないタイプである。第3は、本家計または副家計が2つあり、その家計間に何らかのかかわりがある「一部分離型」である。

高齢者夫婦と子家族からなる家族（C—Nタイプ）は、昭和60年掛川における家計調査で26あり、「一家族一家計型」は2、「完全分離型」は0、「一部分離型」が24と、圧倒的に「一部分離型」が多い。伝統的に家計研究が前提としてきた「一家族一家計型」は、今日、わずかであることが理解される。

一方、「完全分離型」もなく、大方は分離しながら相互に何らかのかかわりをもった複合的な構造をもつ家計といえる。

では、「一部分離型」の家計はどのような構造とかかわりをもっているのか。「一部分離型」をさらに類型化すると、理念型としては6類型（図3）考えられる。

I類型：「本家計」が2つあり、それぞれを高齢者、子世代が担当し、高齢者の家計からは子世代のための、子世代の家計からは高齢者のための支出が出るが、両家計間の金銭の移転はない。高齢者と子世代の財政力が同等の場合の型と予想される。

II類型：I類型とほとんど同様であるが、相互に金銭の移転がある点だけが異なる。この移転は支出目的が明確なものである。この型を進めるとII'型が考えられる。移転は抛出の意味をもち、ここに支出目的の明確な、高齢者・子世代に共通の支出を賄うための「財布」が想定される。掛川調査ではこの型はみられないが、ありうる型と思われる。

III類型：「本家計」を高齢者が担当し、「副家計」を子世代が担当、子世代から「本家計」への金銭移転がある。

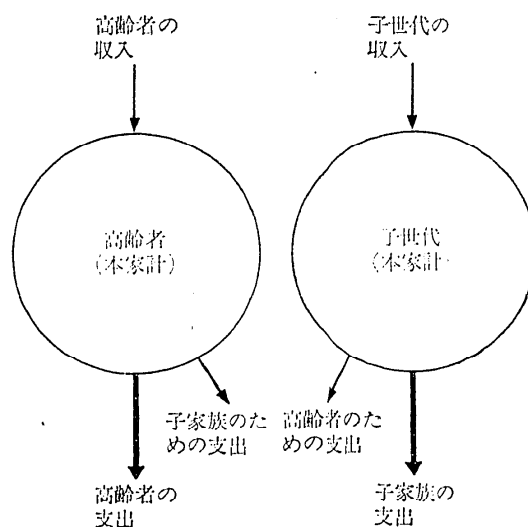


図3-1 「一部分離型」— I類型

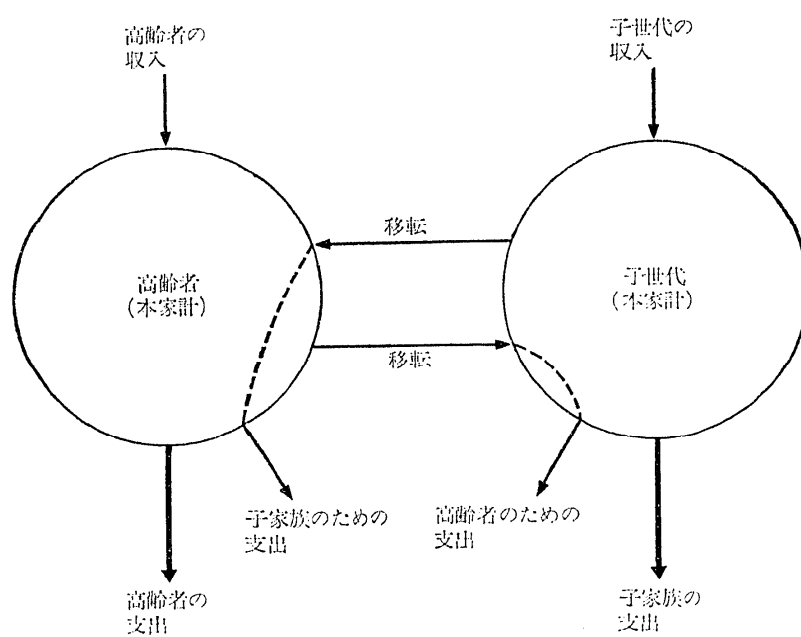


図 3-2 「一部分離型」Ⅱ 類型

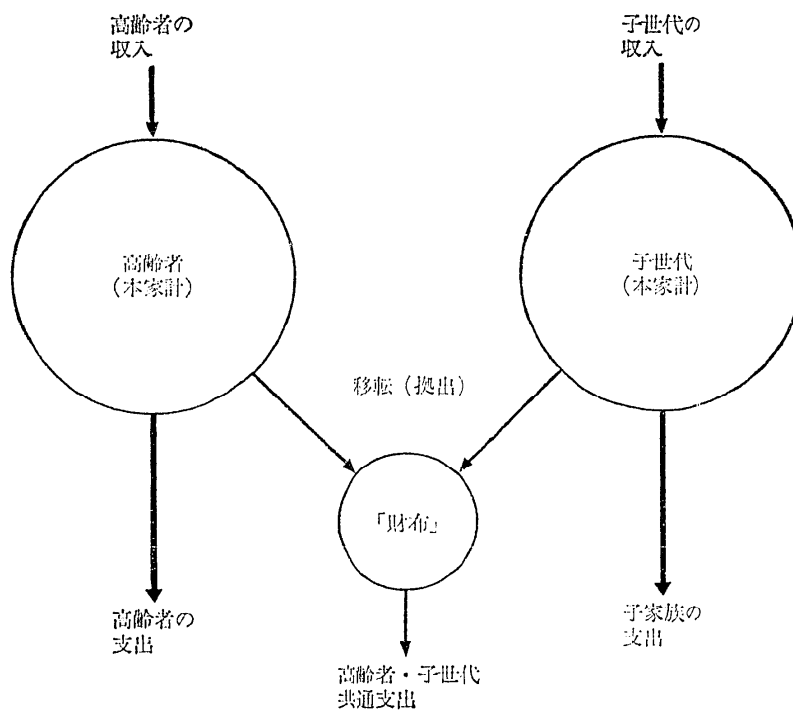


図 3-3 「一部分離型」Ⅱ' 類型

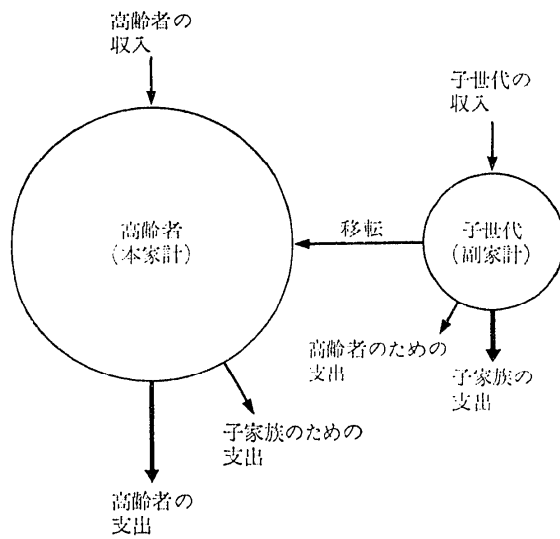


図 3-4 「一部分離型」—Ⅲ類型

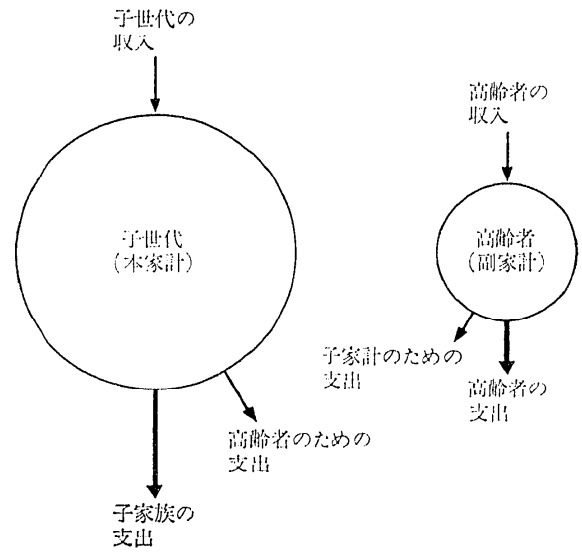


図 3-6 「一部分離型」—Ⅴ類型

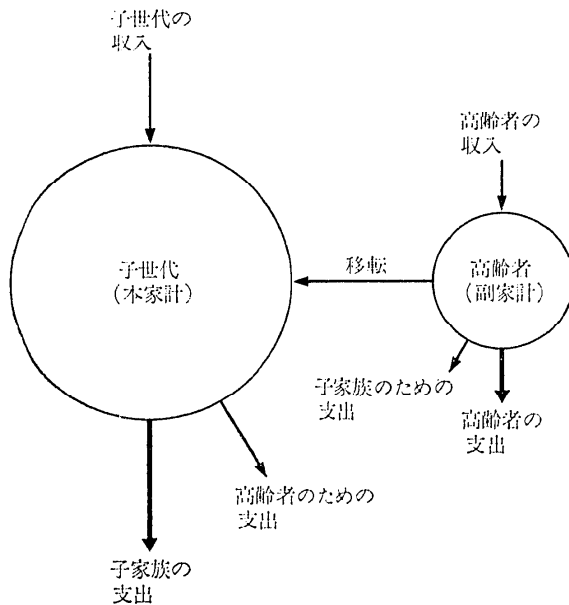


図 3-5 「一部分離型」—Ⅳ類型

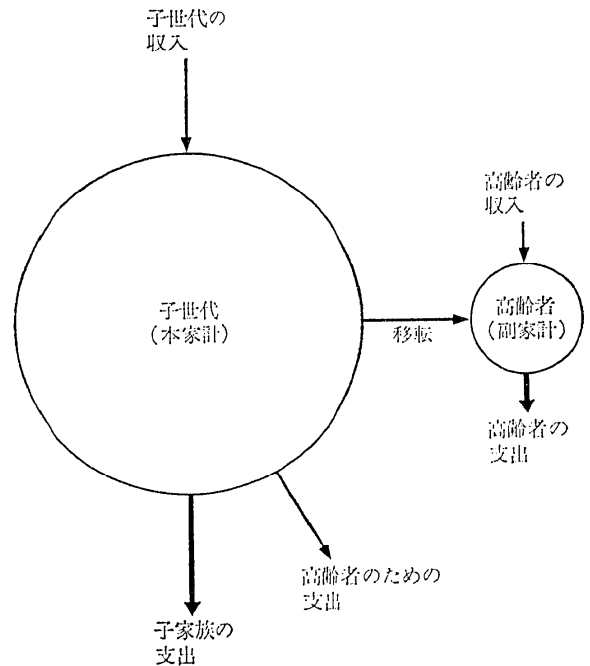


図 3-7 「一部分離型」—Ⅵ類型

Ⅳ類型：「本家計」を子世代が担当し、「副家計」を高齢者が担当，高齢者から「本家計」への金銭移転がある。

Ⅴ類型：「本家計」を子世代が担当し、「副家計」を高齢者が担当，「副家計」から「本家計」への金銭移転はない。

Ⅵ類型：「本家計」を子世代が担当し、「副家計」を高齢者が担当，子世代から「副家計」に移転がある。

Ⅲ 家計構造の類型とその規定要因

掛川調査における C-N タイプの実態では，Ⅱ類型が 1，Ⅲ類型が 8，Ⅳ類型が 5，Ⅴ類型が 9，Ⅵ類型が 1 であった。すなわち，高齢者が本家計を担当し子世代から移転が行われるケース，子世代が本家計を担当し高齢者から移転が行われる

表1 C—Nタイプ「一部分離型」家計（複合的家計）の類型と特徴

類 型	II	III	IV	V	VI	計
ケース数	1	8(7)	5	9	1	24(23)
高齢者(夫)の年齢(歳)	66	66.9	71.0	74.1	74	70.9
子世代(夫)の年齢(歳)	31	36.3	43.6	44.2	44	41.1
高齢者可処分所得 ; Y ₁ (円)	334,779	175,981	204,139	94,659	27,000	150,707
子世代可処分所得 ; Y ₂ (円)	317,146	304,006	393,448	373,665	384,399	354,775
高齢者可処分所得の総可処分所得に対する割合(%)	51.3	36.7	34.2	20.2	6.6	29.8
子世代から高齢者への移転 ; T(円)	35,000 ▲40,000	84,286	▲51,160	0	16,193	15,017
本家計の規模(円)	329,779*	260,267*	444,608	373,665	368,206	352,430
副家計の規模(円)	322,146	219,720	152,979*	94,659*	43,193*	153,052
総家計の規模(円)	651,925	479,987	597,587	468,324	411,399	505,482
副家計が総家計に占める割合(%)	49.8	45.8	25.6*	20.2*	10.5*	30.3
子世代(妻)の収入(円)	0	128,175	75,788	95,896	176,400	100,680

注) * は、高齢者担当家計。

Ⅲ類型の1ケースは、子世代の家計の記入もれが多いため以下の数字は7ケースの平均。

ケース、子世代が本家計を担当し高齢者からの移転が行われないケースの3つの型が多い。こうした家計分離の各類型は、どのような特徴をもつか。例数が少ないため断定的結論を述べることはできないが、傾向を探るため各類型の平均を求めた。表1に示したように、本家計を高齢者が担当し、子世代からの移転があるⅢ類型は、高齢者の年齢、子世代の年齢ともに若く、子世代の妻の収入がⅣ類型、Ⅴ類型に比べ高い。つまり子世代妻の就労によって高齢者妻が家計を任されていると考えられる。また、高齢者可処分所得が総可処分所得に占める割合もⅤ類型に比べ高く、子世代と高齢者の経済力の格差が比較的少ない場合の類型といえる。

本家計を子世代が担当し、高齢者からの移転が本家計に入るⅣ類型はⅢ類型に比べ、高齢者、子世代とも年齢が高く、子世代夫の収入が高くなっている。高齢者可処分所得はⅢ類型に比べ若干高く、総可処分所得に対する割合はⅢ類型と同様であり、Ⅴ類型に比べて非常に高い。子世代妻の収入は低くⅢ類型と異なる点といえる。

本家計を子世代が担当し、高齢者が金銭移転をしないⅤ類型は、高齢者の可処分所得がⅢ類型、Ⅳ類型に比べ低く、その総可処分所得に占める割合は20%と低い。このタイプが掛川調査ではもっとも例数が多い。

Ⅱ類型、Ⅵ類型は各1ケースしかみられないが、

Ⅱ類型は充実した年金受給や定年の延長などにより今後ありうる型であり、Ⅵ類型は伝統的な「扶養される高齢者」、老齢福祉年金受給者のタイプであり、現下の問題である。

高齢者の収入にはかなりの格差があり、これがC—Nタイプの家計の構造を規定していると考えられる。また、子世代妻の就労も家計の構造を規定する一要因であると思われる。

“管理担当形態からみた家計の構造”は、家計管理が2つに分かれている分離型が多いこと、しかもそれは分かれている家計間に何らかのかかわりがある型である。こうした、内に複数の小家計をもつ家計を、いま、「複合的家計」と呼ぶ。複合的家計はいくつかに類型化され、その型は高齢者世代と子世代との経済力＝収入の格差により左右されること、子世代の妻の就労も要因のひとつとして考えられることが見出された。

Ⅳ 複合的家計の構造と家計費構造

家計管理が一部分離して複合的家計となるからこそ、家計費の構造とは別に家計の構造を問題とすべきことになる。伝統的な家計においては、家計管理は分離せずひとつであるから家計の構造は問題とならず、家計費の構造分析のみがテーマであった。収入と支出の対応関係、収入源泉別収入構造、費目別消費構造が検討された。

複合的家計の場合は、本家計と副家計という家計管理による単位が複数存在するため、家計の構造という問題設定をする必要が生じ、しかも家計の構造の内実を明らかにするためには、家計費の構造との関連を探る必要がある。家計の構造が家計費の構造を規定し、家計費の構造が家計の構造を規定するという関係のなかで、家計の構造とは何かを明らかにする必要がある。

複合的家計の構造は図4のように、所得、家計管理、支出の3つの側面から捉えられる。所得、支出は従来の伝統的な家計費構造においても扱われてきたが、中間に家計管理概念をおくことにより、複合的家計内の金銭移転という中間的、媒介的存在が表出した点が異なる。また、所得も支出も管理範囲に規定されたものになる。所得を高齢者、子世代別に分け、所得と金銭移転により担当家計の範囲が決まる。担当家計は、ある場合には高齢者担当家計が本家計となり、ある場合には子世代担当家計が本家計となる。高齢者の生活費と負担を考える目的もあり、以下では本家計・副家計の分類ではなく、高齢者担当家計と子世代担当家計とする。

各担当家計の収入は、生活費と黒字（あるいは赤字）に配分される。生活費は、さらに高齢者のためのものと子世代（子家族）のためのものに分けられ、4分類できる。すなわち、高齢者担当家計から支出された高齢者の生活費（ C_{11} ）、高齢者担当家計から支出された子世代のための生活費（ C_{21} ）、子世代担当家計から支出された高齢者のための生活費（ C_{12} ）、子世代担当家計から支出された子世代の生活費（ C_{22} ）である。黒字も高齢者担当家計の黒字（ S_1 ）と子世代担当家計の黒字（ S_2 ）に分類される。

類型別に複合的家計の家計費構造を所得、家計管理、支出の3側面からみると表2、図5となり、さらに詳しい消費支出構造は表3に示される。

Ⅱ類型は事例となるが、今後はこうした型も多く出現しよう。高齢者が食費として4万円、子世代が住居・光熱費として3.5万円、相手方に金銭を移転させる。移転させた部分はほとんどその目的のために消費されることになり、高齢者家計で

所得; Y	高齢者の可処分所得 Y_1		子世代の可処分所得 Y_2	
家計管理; H	高齢者担当家計 H_1		子世代担当家計 H_2	
支出; E	黒字 S_1	高齢者の生活費 C_{11}	子世代の生活費 C_{21}	黒字 S_2

└ 高齢者の生活費

図4 複合的家計の構造

は3.6万円、子世代家計では5.1万円相手方のための支出がある。生活費負担はほぼ各世代ごとに賄う形となっている。家計間のかかわりは家計管理の側面からは移転の7.5万円、支出の側面からは C_{12} と C_{21} の計8.7万円あるといえる。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ を完全に家計が分離している割合と考えると86.5%は分離しているといえる。消費支出構造は、高齢者の消費支出が7割近く高齢者自身の管理下にあり、食料費以外は8割台、被服・教養娯楽・その他に至ってはすべて高齢者が自身で管理している。高齢者の費目別消費構造は食料費37.4%、被服・教養娯楽・その他が31.2%と他類型に比べその割合が大きく余裕がある。

Ⅲ類型は子世代担当家計が副家計として分離している。子世代の可処分所得の28%を本家計である高齢者担当家計に入れ、残りの72%を副家計として子世代が担当する。副家計はその4%を高齢者のために、62%を子家族自身のために消費し、34%を黒字にまわしている。また高齢者担当の本家計においては、高齢者自身の可処分所得が68%を占め、子世代からの移転が32%を占める。本家計は、高齢者自身のための生活費として48%、子家族のための生活費として49%を消費し、黒字は2%と非常に少ない。家計間のかかわりは移転からみると8.4万円であるが、支出面からみるとそれ以上に C_{21} が充当され、わずかながらある C_{12} も加えると13.7万円ある。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ は71.5%であり、完全分離度はⅡ類型に比べ低くなる。高齢者の消費支出は94%高齢者自身の管理下にある。逆に子世代の消費支出は半分ほどを子世代自身が管理する。そのなかで比較的管理割合が高いのが、保健医療・交通通信・教育費と被服・教養娯楽・その他の費用である。こうした費目は自ら管理する費目として完全分離しやすい費目と

表2 C-Nタイプ複合的家計の構造と家計費構造

類	型	II	III	IV	V	VI	平均
実 額 (円)	所 得	Y_1 334,779	175,981	204,139	94,659	27,000	150,707
		Y_2 317,146	304,006	393,448	373,665	384,399	354,775
	家計管理	$H_1; Y_1+T$ 329,779	260,267	152,979	94,659	43,193	165,725
		$H_2; Y_2-T$ 322,146	219,720	444,608	373,665	368,206	339,757
		$Y; H$ 651,925	479,987	597,587	468,324	411,399	505,482
	支 出	S_1 180,619	6,026	55,137	38,251	24,881	37,723
		S_2 42,569	75,390	153,744	87,640	108,057	97,211
		$S; S_1+S_2$ 223,188	81,416	208,881	125,891	132,938	134,934
		C_{11} 112,700	125,925	85,387	49,537	6,876	81,470
		C_{21} 36,460	128,316	12,455	6,871	11,437	46,531
		C_{12} 51,122	8,564	46,945	57,381	35,792	39,044
		C_{22} 228,455	135,766	243,919	228,644	224,356	203,503
		$C_1; C_{11}+C_{12}$ 163,822	134,489	132,332	106,918	42,668	120,515
		$C_2; C_{21}+C_{22}$ 264,915	264,082	256,374	235,515	235,793	250,033
割 合 (%)	S_1/Y	27.7	1.3	9.2	8.2	6.0	7.5
	S_2/Y	6.5	15.7	25.7	18.7	26.3	19.2
	C_{11}/Y	17.3	26.2	14.3	10.6	1.7	16.1
	C_{21}/Y	5.6	26.7	2.1	1.5	2.8	9.2
	C_{12}/Y	7.8	1.8	7.9	12.3	8.7	7.7
	C_{22}/Y	35.0	28.3	40.8	48.8	54.5	40.3
	S/Y	34.2	17.0	35.0	26.9	32.3	26.7
	S_1/H_1	54.8	2.3	36.0	40.4	57.6	22.8
	S_2/H_2	13.0	34.3	34.6	23.5	29.3	28.6

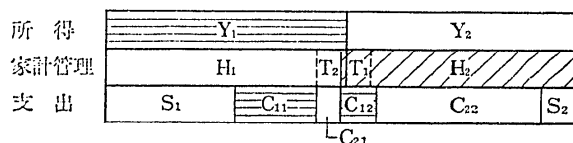


図 5-1 複合的家計II類型の家計費構造

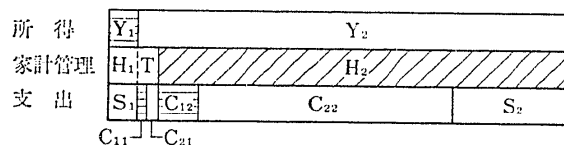


図 5-5 複合的家計VI類型の家計費構造

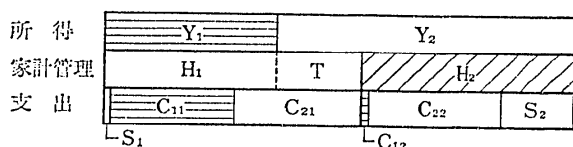


図 5-2 複合的家計III類型の家計費構造

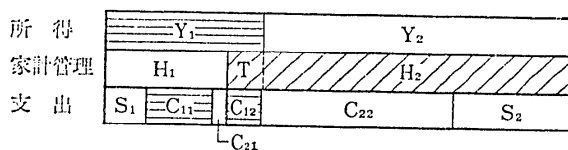


図 5-3 複合的家計IV類型の家計費構造

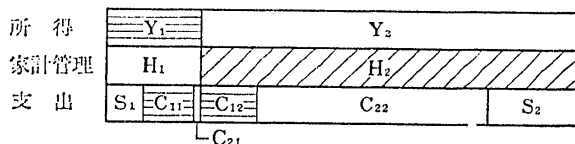


図 5-4 複合的家計V類型の家計費構造

思われる。逆に食料費、住居費は本家計で賄われている。高齢者の費目別消費構造は、食料費40.8%、交際15.8%、被服・教養娯楽・その他17.3%とII類型に比べ余裕が少なく、高齢者に交際費負担が多いのが特徴といえる。子世代の消費支出構造においては、交際費は2.8%にすぎず、高齢者に依存している形となっている。高齢者が本家計を担当していることによる影響が、こうした費目にあらわれている。

IV類型は、高齢者担当家計が副家計として分離している。高齢者の可処分所得の25%を本家計である子世代担当家計に入れ、75%を副家計として高齢者が担当する。この副家計は子世代のために8%を、56%を高齢者自身のために消費し、36%を黒字としている。また子世代担当の本家計にお

表 3-1 II 類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			各生活費別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (高齢者)	食 料	18,558	11,310	29,868	12.4	7.6	20.0	30.3	—	17.6	11.3	4.3	7.0
	住居・光熱・家具家事用品	11,126	16,687	27,813	7.5	11.2	18.6	86.5	—	47.0	6.8	6.3	6.5
	保健医療・交通通信・教育	18,172	1,188	19,360	12.2	0.8	13.0	83.2	—	46.4	11.1	0.4	4.5
	交 際	14,902	5,417	20,319	10.0	3.6	13.6	88.5	—	39.5	9.1	2.0	4.7
	被服・教養娯楽・その他	49,942	1,858	51,800	33.5	1.2	34.7	97.8	—	48.7	30.5	0.7	12.1
	計	112,700	36,460	149,160	75.6	24.4	100	68.8	—	34.8	68.8	13.8	34.8
本家計 (子世代)	食 料	42,690	96,951	139,641	15.3	34.7	49.9	—	89.6	—	26.1	36.6	32.6
	住居・光熱・家具家事用品	1,732	30,337	32,069	0.6	10.9	11.5	—	64.5	—	1.1	11.5	7.5
	保健医療・交通通信・教育	3,660	18,670	22,330	1.3	6.7	8.0	—	94.0	—	2.2	7.0	5.2
	交 際	1,940	29,137	31,077	0.7	10.4	11.1	—	84.3	—	1.2	11.0	7.2
	被服・教養娯楽・その他	1,100	53,360	54,460	0.4	19.1	19.5	—	96.6	—	0.8	20.1	12.7
	計	51,122	228,455	279,577	18.3	81.7	100	—	86.2	—	31.2	86.2	65.2
総家計	食 料	61,248	108,261	169,509	14.3	25.3	39.5	100	100	100	37.4	40.9	39.5
	住居・光熱・家具家事用品	12,858	47,024	59,882	3.0	11.0	14.0	100	100	100	7.8	17.8	14.0
	保健医療・交通通信・教育	21,832	19,858	41,690	5.1	4.6	9.7	100	100	100	13.3	7.5	9.7
	交 際	16,842	34,554	51,396	3.9	8.1	12.0	100	100	100	10.3	13.0	12.0
	被服・教養娯楽・その他	51,042	55,218	106,260	11.9	12.9	24.8	100	100	100	31.2	20.8	24.8
	計	163,822	264,915	428,737	38.2	61.8	100	100	100	100	100	100	100

表 3-2 III 類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			各生活費別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (高齢者)	食 料	49,656	80,400	130,056	19.5	31.6	51.2	90.4	—	77.3	36.9	30.4	32.6
	住居・光熱・家具家事用品	12,463	21,868	34,331	4.9	8.6	13.5	92.4	—	86.6	9.3	8.3	8.6
	保健医療・交通通信・教育	20,063	7,929	27,992	7.9	3.1	11.0	93.3	—	39.4	14.9	3.0	7.0
	交 際	21,273	3,974	25,247	8.4	1.6	9.9	100	—	88.4	15.8	1.5	6.3
	被服・教養娯楽・その他	22,470	14,145	36,615	8.8	5.6	14.4	96.3	—	32.6	16.7	5.4	9.2
	計	125,925	128,316	254,241	49.5	50.5	100	93.6	—	63.8	93.6	48.6	63.8
副家計 (子世代)	食 料	5,245	33,025	38,270	3.6	22.9	26.5	—	29.1	—	3.9	12.5	9.6
	住居・光熱・家具家事用品	1,022	4,283	5,305	0.7	3.0	3.7	—	16.4	—	0.8	1.6	1.3
	保健医療・交通通信・教育	1,445	41,693	43,138	1.0	28.9	29.9	—	84.0	—	1.1	15.8	10.8
	交 際	0	3,298	3,298	0.0	2.3	2.3	—	45.4	—	0	1.2	0.8
	被服・教養娯楽・その他	852	53,467	54,319	0.6	37.0	37.6	—	79.1	—	0.6	20.2	13.6
	計	8,564	135,766	144,330	5.9	94.1	100	—	51.4	—	6.4	51.4	36.2
総家計	食 料	54,901	113,425	168,326	13.8	28.5	42.2	100	100	100	40.8	43.0	42.2
	住居・光熱・家具家事用品	13,485	26,151	39,636	3.4	6.6	9.9	100	100	100	10.0	9.9	9.9
	保健医療・交通通信・教育	21,508	49,622	71,130	5.4	12.4	17.8	100	100	100	16.0	18.8	17.8
	交 際	21,273	7,272	28,545	5.3	1.8	7.2	100	100	100	15.8	2.8	7.2
	被服・教養娯楽・その他	23,322	67,612	112,207	11.2	17.0	28.2	100	100	100	17.3	25.6	28.2
	計	134,489	264,082	398,571	33.7	66.3	100	100	100	100	100	100	100

表 3-3 IV類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合(%)			費目別割合(%)			各生活費別割合(%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	31,925	101,730	133,655	11.0	35.0	46.0	—	96.0	90.2	24.1	39.7	34.4
	住居・光熱・家具家事用品	7,256	20,445	27,701	2.5	7.0	9.5	—	74.3	67.9	5.5	8.0	7.1
	保健医療・交通通信・教育	2,230	29,129	31,359	0.8	10.0	10.8	—	98.5	65.3	1.7	11.4	8.1
	交 際	1,316	14,620	15,936	0.5	5.0	5.5	—	100	34.7	1.0	5.7	4.1
	被服・教養娯楽・その他	4,218	77,995	82,213	1.5	26.8	28.3	—	83.6	77.8	3.2	30.4	21.2
	計	46,945	243,919	290,864	16.1	83.9	100	—	95.1	74.8	35.5	95.1	74.8
副家計 (高齢者)	食 料	10,341	4,224	14,565	10.6	4.3	14.9	24.5	—	—	7.8	1.7	3.7
	住居・光熱・家具家事用品	6,051	7,074	13,125	6.2	7.2	13.4	45.5	—	—	4.6	2.8	3.4
	保健医療・交通通信・教育	16,231	439	16,670	16.6	0.4	17.0	87.9	—	—	12.3	0.2	4.3
	交 際	30,019	0	30,019	30.7	0	30.7	95.8	—	—	22.7	0	7.7
	被服・教養娯楽・その他	22,745	718	23,463	23.2	0.7	24.0	84.4	—	—	17.2	0.3	6.0
	計	85,387	12,455	97,842	87.3	12.7	100	64.5	—	—	64.5	4.9	25.2
総家計	食 料	42,266	105,954	148,220	10.9	27.3	38.1	100	100	100	31.9	41.3	38.1
	住居・光熱・家具家事用品	13,307	27,519	40,826	3.4	7.1	10.5	100	100	100	10.1	10.7	10.5
	保健医療・交通通信・教育	18,461	29,568	48,029	4.7	7.6	12.4	100	100	100	14.0	11.5	12.4
	交 際	31,335	14,620	45,955	8.1	3.8	11.8	100	100	100	23.7	5.7	11.8
	被服・教養娯楽・その他	26,963	93,333	105,676	6.9	24.0	27.2	100	100	100	20.4	36.4	27.2
	計	132,332	256,374	388,706	34.0	66.0	100	100	100	100	100	100	100

表 3-4 V類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合(%)			費目別割合(%)			各生活費別割合(%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	33,037	80,398	113,435	11.6	28.1	39.7	—	95.8	90.8	30.9	34.1	33.1
	住居・光熱・家具家事用品	10,796	22,199	32,995	3.8	7.8	11.5	—	95.6	92.2	10.1	9.4	9.6
	保健医療・交通通信・教育	3,820	58,185	62,005	1.3	20.3	21.7	—	98.2	86.0	3.6	24.7	18.1
	交 際	3,041	14,926	17,967	1.1	5.2	6.3	—	93.9	65.2	2.8	6.3	5.2
	被服・教養娯楽・その他	6,687	52,936	59,623	2.3	18.5	20.8	—	99.5	72.7	6.3	22.5	17.4
	計	57,381	228,644	286,025	20.1	79.9	100	—	97.1	83.5	53.7	97.1	83.5
副家計 (高齢者)	食 料	7,924	3,566	11,490	14.0	6.3	20.4	19.3	—	—	7.4	1.5	3.4
	住居・光熱・家具家事用品	1,750	1,026	2,776	3.1	1.8	4.9	13.9	—	—	1.6	0.4	0.8
	保健医療・交通通信・教育	9,078	1,046	10,124	16.1	1.9	17.9	70.4	—	—	8.5	0.4	3.0
	交 際	8,615	974	9,589	15.3	1.7	17.0	73.9	—	—	8.1	0.4	2.8
	被服・教養娯楽・その他	22,170	259	22,429	39.3	0.5	39.8	76.8	—	—	20.7	0.1	6.5
	計	49,537	6,871	56,408	87.8	12.2	100	46.3	—	—	46.3	2.9	16.5
総家計	食 料	40,961	83,964	124,925	12.0	24.5	36.5	100	100	100	38.3	35.7	36.5
	住居・光熱・家具家事用品	12,546	23,225	35,771	3.7	6.8	10.4	100	100	100	11.7	9.9	10.4
	保健医療・交通通信・教育	12,898	59,231	72,129	3.8	17.3	21.1	100	100	100	12.1	25.1	21.1
	交 際	11,656	15,900	27,556	3.4	4.6	8.0	100	100	100	10.9	6.8	8.0
	被服・教養娯楽・その他	28,857	53,195	82,052	8.4	15.5	24.0	100	100	100	27.0	22.6	24.0
	計	106,918	235,515	342,433	31.2	68.8	100	100	100	100	100	100	100

表 3-5 VI類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			各生活費別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	23,427	72,598	96,025	9.0	27.9	36.9	—	89.5	87.9	54.9	30.8	34.5
	住居・光熱・家具家事用品	8,464	30,864	39,328	3.3	11.9	15.1	—	98.2	97.9	19.8	13.1	14.1
	保健医療・交通通信・教育	1,704	54,764	56,468	0.7	21.1	21.7	—	100	98.3	4.0	23.2	20.3
	交 際	666	8,087	8,753	0.3	3.1	3.4	—	97.6	96.7	1.6	3.4	3.1
	被服・教養娯楽・その他	1,531	58,043	59,574	0.6	22.3	22.9	—	96.4	95.3	3.6	24.6	21.4
	計	35,792	224,356	260,148	13.8	86.2	100	—	95.1	93.4	83.9	95.1	93.4
副家計 (高齢者)	食 料	4,782	8,483	13,265	26.1	46.3	72.4	17.0	—	—	11.2	3.6	4.8
	住居・光熱・家具家事用品	282	556	838	1.5	3.0	4.6	3.2	—	—	0.7	0.2	0.3
	保健医療・交通通信・教育	960	0	960	5.2	0	5.2	36.0	—	—	2.2	0	0.3
	交 際	100	200	300	0.5	1.1	1.6	13.1	—	—	0.2	0.1	0.1
	被服・教養娯楽・その他	752	2,198	2,950	4.1	12.0	16.1	32.9	—	—	1.8	0.9	1.1
	計	6,876	11,437	18,313	37.5	62.5	100	16.1	—	—	16.1	4.9	6.6
総家計	食 料	28,209	81,081	109,290	10.1	29.1	39.2	100	100	100	66.1	34.4	39.2
	住居・光熱・家具家事用品	8,747	31,420	40,167	3.1	11.3	14.4	100	100	100	20.5	13.3	14.4
	保健医療・交通通信・教育	2,664	54,764	57,428	1.0	19.7	20.6	100	100	100	6.2	23.2	20.6
	交 際	766	8,287	9,053	0.3	3.0	3.3	100	100	100	1.8	3.5	3.3
	被服・教養娯楽・その他	2,283	60,241	62,524	0.8	21.6	22.5	100	100	100	5.4	22.5	22.5
	計	42,668	235,793	278,461	15.3	84.7	100	100	100	100	100	100	100

いては、子世代自身の可処分所得が88%を占め、高齢者からの移転が12%を占める。本家計は、高齢者のための生活費として11%を、子家族自身のための生活費として55%を消費し、黒字は34%にものぼる。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ は90%と完全分離の割合は高い。高齢者の消費支出は65%を自身で管理し、食料費、住居・光熱・家具家事用品費以外は高齢者自身で管理している。高齢者の消費支出構造は、食料費32%、被服・教養娯楽・その他が20%、交際24%と、食料費の割合が少ないことが目立つ。またⅢ類型と同様、子世代に比べ高齢者の交際費負担が多いことがわかる。

V類型は高齢者担当家計が副家計として分離しており、総家計の2割ほどである。子世代家計への金銭移転はなく、高齢者担当家計は高齢者自身のために52%を消費し、子家族のためには7%を消費しているにすぎない。残りの41%は黒字となっている。一方、本家計の子世代担当家計は、その15%を高齢者のために消費し、子世代自身のために61%消費し、24%が黒字となっている。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ が86.3%と、完全分離度はIV類型に比べ若干下がる。高齢者の消費支出は、その

46.3%が高齢者自身の管理下にあるにすぎず、やはり食料費、住居・光熱・家具家事用品費の管理割合が低い。被服・教養娯楽・その他は77%を高齢者自身が管理し、交際、保健医療・交通通信費も7割以上を管理している。しかし、その割合はIV類型に比べ非常に低下している。消費支出構造は、食料費38%、被服・教養娯楽・その他27%、交際11%と、IV類型に比べ交際費の負担割合が少なくなっている。

VI類型では、高齢者の所得が非常に少ないため、副家計は子世代からの移転を含めて1割にすぎない。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ は88.5%であるが、 C_{11} も子世代からの金銭移転(T)により賄われているから、完全分離度($S_1 + S_2 + C_{22}/Y$)は86.8%である。高齢者の消費支出の84%は子世代担当家計によるもので、高齢者自身の管理は16%、7,000円弱であり、副家計というより小遣いと表現すべきものである。消費支出構造は、66%の食料費、21%の住居・光熱・家具家事用品費と、87%は必需的費用で消費水準が低い。こうしたなかで、何故 S_1 を確保するのか疑問として残る。

V 複合的家計の分離とかかわり

(1) 収入・家計管理における分離とかかわり

以上の複合的家計の家計費構造の検討から、複合的家計の分離、かかわりをどのように捉えられるか、その基準は何なのか考えると表4に整理されよう。まず、収入の分離とかかわりである。すでに述べたように収入は高齢者の可処分所得と子世代のものがあ、高齢者の可処分所得が総可処分所得に占める割合はⅡ類型が約半分、Ⅲ、Ⅳ類型が約3分の1、Ⅴ類型が5分の1、Ⅵ類型が15分の1となる。すなわち、Ⅱ類型では高齢者2分の1、子世代2分の1、Ⅲ、Ⅳ類型では高齢者3分の1、子世代3分の2、Ⅴ類型では高齢者5分の1、子世代5分の4、Ⅵ類型では高齢者15分の1、子世代15分の14を占めることになり、格差は大きくなっていく。完全分離型でいけばこの割合でそのまま家計が分離することになるが、一部分離型の複合的家計では金銭移転を通じ、担当家計

が決定され、高齢者担当家計の総家計に占める割合はⅡ、Ⅲ類型で半分、Ⅵ類型で4分の1、Ⅴ類型で5分の1、Ⅵ類型で10分の1となる。Ⅱ、Ⅲ類型では高齢者の家計は重要な意味をもつ。またⅣ、Ⅴ類型でも4分の1～5分の1の家計を担当しているのであるから無視しえない。家計の個別化が問題提起されたのは、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ類型の2分の1～5分の1を占める高齢者担当家計(H₁)の存在であったと思われる。Ⅱ、Ⅲ類型の複合的家計は2分の1と2分の1の小家計に、Ⅳ類型では4分の1と4分の3の小家計に、Ⅴ類型では5分の1と5分の4の小家計に分離している。

収入の分離と家計の分離の差は、両世代間の金銭移転(T)にはかならず、それが世代間の家計の表面的なかかわりである。表4のように、Ⅱ類型の場合、高齢者、子世代ともに可処分所得の1割ほどを移転しあっている。Ⅲ類型では子世代がその可処分所得の約3割を移転し、それが高齢者家計の3分の1を賄う形となる。Ⅳ類型では高齢者の可処分所得の4分の1を子世代家計に移転し、

表4 家計の分離とかかわり

類 型	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
Y ₁ /Y	51.3%	36.7%	34.2%	20.2%	6.6%
H ₁ /Y	50.2	54.2	25.6	20.2	10.5
T ₁ /Y ₁	11.9	—	25.1	—	—
T ₂ /Y ₂	11.0	27.7	—	—	4.2
T ₂ /H ₁	9.4	32.3	—	—	37.5
T ₁ /H ₁	12.4	—	11.5	—	—
R ; C ₂₁ + C ₁₂	87,582円	136,880円	59,400円	64,252円	47,229円
R/C	20.4%	34.3%	15.3%	18.8%	17.0%
C ₁₁ /C	26.3	31.6	22.0	14.5	2.5
C ₂₂ /C	53.4	34.1	62.8	66.8	80.6
R/Y	13.5	29.5	10.0	13.7	11.5
P ₁ ; Max. C ₂₁ , T ₂	C ₂₁ 36,460円	C ₂₁ 128,316円	C ₂₁ 12,455円	C ₂₁ 6,871円	T ₂ 16,193円
P ₂ ; Max. C ₁₂ , T ₁	C ₁₂ 51,122	C ₁₂ 8,564	T ₁ 51,160	C ₁₂ 57,381	C ₁₂ 35,792
P ₁ /H ₁	11.1%	49.3%	8.1%	7.3%	37.5%
P ₂ /H ₂	15.9	3.9	11.5	15.4	9.7
P ₁ + P ₂ /Y	13.4	28.5	10.7	13.8	12.6
B ₁ ; C ₁₁ + C ₂₁ - T	154,160円	169,955円	149,002円	56,408円	2,120円
C ₁ ; C ₁₁ + C ₁₂	163,822	134,489	132,332	106,918	42,669
S ₁	180,619	6,026	55,137	38,251	24,881
NT ; T + C ₁₂ - C ₂₁	9,662	▲ 35,466	▲ 16,670	50,510	40,549
NS ₁ ; S ₁ - NT	170,957	41,492	71,807	▲ 12,259	▲ 15,668
NT/Y ₁ (矢印はNTの)	2.9%	20.2%	8.2%	53.4%	150.2%
NT/Y ₂ (移転の方向)	↑ 3.0	↓ 11.7	↓ 4.2	↑ 13.5	↑ 10.5

それが子世代家計の1割を賄っている。V類型は移転がない。VI類型では子世代の可処分所得の4%が移転され、それが高齢者家計の4割弱を占めている。

この移転額の総可処分所得に占める割合はII類型で12%、III類型で18%、IV類型で9%、VI類型で4%となっており、家計のなかで小家計間の移転が少なからずされていることがわかる。

(2) 生活費についての家計管理の協同度

もとより自立自助を前提とした近代的家計においては、 C_{11} 、 C_{22} は当然の生活費形態であり、完全分離型の家計ならば Y_1 で C_{11} と S_1 を、 Y_2 で C_{22} と S_2 を賄うこととなる。複合的家計においては家計が分離しながらもかかわりをもっている所以は Y_1 と C_1 、 Y_2 と C_2 のミスマッチを調整する媒体としての T の存在と、 C_{12} 、 C_{21} の生活費形態の存在である。そこで C_{12} 、 C_{21} の存在そのものの大きさの和をとって、生活費管理の協同度という意味で家計間のかかわりを捉えることもできる。 $C_{12}+C_{21}=R$ とすると、 R はII類型で8.8万円、III類型で13.7万円、IV類型で5.9万円、V類型で6.4万円、VI類型で4.7万円となり、生活費総額に占める割合はIII類型が34.3%にもなり、生活費管理の協同度(依存度)が高いといえる。他の類型は15~20%にすぎない。また R が総可処分所得に占める割合ではIII類型が3割であるほかは、12%前後とわずかである。つまり三世代家族といえども家計はかなり分離しているといえるのである。

高齢者家計と子世代家計のかかわりは、 T_1 (高齢者から子世代への移転)、 T_2 (子世代から高齢者への移転)、 C_{21} 、 C_{12} を媒介とする。 T_1 、 T_2 が C_{21} や C_{12} に比べ大きい場合も小さい場合もあるので、いま、 C_{21} と T_2 、 C_{12} と T_1 の各大きい値を P_1 、 P_2 とし家計のかかわりとする、 P 値の大方は C 値をとるがIV類型の P_2 、VI類型の P_1 で T 値をとる。 P_1 、 P_2 の H_1 、 H_2 に占める割合はIII、VI類型の P_1 に高く、IV、V類型の P_1 、III類型の P_2 に低い。すなわち、III類型の高齢者世代の家計は子世代のための生活費で、VI類型の高齢者家計

は子世代からの移転で大きく相手方にかかわっており、IV、V類型の高齢者世代の家計、III類型の子世代の家計は相手世代のための生活費にほとんどかかわっていない。総可処分所得に占める P_1 、 P_2 の割合の和は、III類型を除いてやはり12%前後であり家計のかかわりは8分の1ほどである。なかでもIV類型はかかわりが少ないといえる。

こうして家計の分離とかかわりは、収入、家計管理、生活費などいくつかの視点から捉えられるが、その度合いは各類型ごとに、また高齢者、子世代各家計異なった形を示す。総じて家計のかかわりは大きくなく、すでに述べた完全分離部分の割合 $S_1+S_2+C_{11}+C_{22}/Y$ はII類型86.5%、III類型71.5%、IV類型90%、V類型86.3%、VI類型88.5%と大きい。複合的家計は完全分離していないものの、かなり分離が進んでいるといえる。とはいえ、やはり「一部分離」型の家計のかかわりは意味が大きく、この所以は生活費にあり、なかでも食料費、住居・光熱・家具家事用品、交際にあるようである。また交際費は高齢者の生活費のなかでは独特の存在であり、高齢者が経済力をもっているとき、高齢者独自の交際費として高齢者担当家計から支出される割合が多い。高齢者担当家計が高齢者の交際費を払っているその額は、III類型で2.1万円、IV類型で3万円、V類型で0.9万円とV類型は急激に減少している。

VI 高齢者の生活費負担と家計のかかわり

家計の表面的なかかわりは以上のごとくであるが、支出面の構造も考慮するならば各世代の生活費と実質的な負担がどのようになっているか検討する必要がある。

各担当家計はすでにみたように、当該家計担当者自身の生活費を賄うだけでなく、相互の生活費を賄っている。こうした生活費を媒介とした家計間のかかわりが多いのも、複合的家計の特徴となる。

(1) 高齢者の生活費負担

高齢者の実際の生活費負担は、

$$B_1 = C_{11} + C_{21} - T = Y_1 - S_1$$

であり、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ類型は15万円前後であるが、Ⅴ類型では急減し5万円ほどになり、平均で11.3万円である。これが、通常、意識されている高齢者の生活費負担である。

(2) 高齢者の生活費

一方、子世代担当家計からも高齢者の生活費が支出されている。高齢者の生活費は、

$$C_1 = C_{11} + C_{12}$$

であり、Ⅱ類型では16万円、Ⅲ、Ⅳ類型で13万円、Ⅴ類型で10.7万円、Ⅵ類型で4万円となる。

高齢者の生活費 (C_1) をすべて高齢者が賄ったならば、実現したであろう高齢者家計の純黒字 (NS_1) は、

$$NS_1 = Y_1 - C_1 = S_1 - (T + C_{12} - C_{21})$$

である。実際の高齢者家計の黒字に比べ、 $T + C_{12} - C_{21}$ だけ少なくなる。

(3) 高齢者・子世代各家計間の依存関係

これは、

$$T + C_{12} - C_{21} = NT$$

子世代から高齢者への純移転 (両世代家計間の実質的生活費援助) と呼ぶべきものである。純移転がマイナス (高齢者から子世代へ移転) であれば、実際の黒字は小さくなる。先のⅢ類型が黒字の値が小さいのは純移転によるものと思われる。純移転は、Ⅲ類型でマイナス3.5万円、Ⅳ類型でマイナス1.7万円と、高齢者が子世代家計を援助している。またⅤ類型では5万円、Ⅳ類型で4万円、子世代が高齢者の家計を援助している。表面的には金銭移転 (T) がないⅤ類型の場合でも実質的には5万円、子世代が高齢者家計を援助していること、Ⅲ、Ⅳ類型で高齢者が子世代家計を援助していることは注目し値する。 NT は、複合的家計における生活費をめぐる家計間援助という形の家計のかかわりを示す指標と考えられる。これを各世代の可処分所得との関連でみると、Ⅱ類型では子世代の可処分所得の3%を高齢者に移転させ、それは高齢者の可処分所得の3%にあたる。Ⅲ類型では高齢者の可処分所得の20%を子世代に与え、

それは子世代の可処分所得の11.7%にあたる。Ⅳ類型では高齢者の可処分所得の8.2%を子世代に移転し、それは子世代可処分所得の4.2%にあたる。Ⅴ類型では子世代可処分所得の13.5%を高齢者に移転し、それは高齢者の可処分所得の53.4%にもあたる。Ⅵ類型では子世代可処分所得の10.5%を高齢者に移転し、それは高齢者の可処分所得の1.5倍になる。

複合的家計の純移転というかわりがもっとも少ないのはⅡ類型であり、Ⅳ類型も比較的かわりが少ない。これは各世代がそれぞれの生活費を自ら賄い各が経済的独立をしていることを示すものである。ところがⅢ類型では高齢者が可処分所得の2割、Ⅴ、Ⅵ類型では子世代が1割以上を相手方に移転し、相手方が経済的に依存している。つまり扶養関係にある。

Ⅶ M—N タイプの家計の構造

(1) 家計の構造と家計費の構造

以上は、C—N タイプにおける家計の構造と家計費の構造である。三世代家族には、片親と子家族からなるタイプがあり、多くは母親と子家族のタイプである。高齢者妻と子家族からなる M—N タイプでは、昭和60年調査で11あり、「一大家族一家計型」は2、「完全分離型」はなく、「一部分離型」が9と、やはり「一部分離型」が多い。調査数が少ないため、その割合について断定はできないが、C—N タイプに比べて「一大家族一家計型」が多いと思われる。「一部分離型」をさらに類型化すると、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの類型はなく、Ⅳ類型が2、Ⅴ類型が6、Ⅵ類型が1である。片親となると、本家計は子世代が担当し、高齢者から子世代への金銭移転のないⅤ類型が多い。

M—N タイプの「一部分離型」の各型と、「分離なし」の家計の特徴は表5に示される。類型の高齢者の年齢との関係は見出されない。可処分所得との関係は、「一部分離型」のなかではやはりⅣ類型に高齢者の可処分所得が高い。高齢者担当家計の総家計に対する割合は、Ⅳ類型で12%、Ⅴ類型で15.5%、Ⅵ類型で17.4%と15%前後であり、

表 5 M—N タイプ「一部分離型」家計の類型と特徴

家 計 類 型	IV	V	VI	IV, V, VI平均	分離なし
ケ ー ス 数	2	6	1	9	2
高 齢 者 (妻) の 年 齢 (歳)	75.0	71.3	78	72.9	73.5
子 世 代 (夫) の 年 齢 (歳)	51.0	48.2	37	47.6	49.0
高 齢 者 可 処 分 所 得 (円)	99,160	78,557	43,908	79,286	129,326
子 世 代 可 処 分 所 得 (円)	476,592	426,805	265,765	419,975	612,584
高 齢 者 可 処 分 所 得 の 総 可 処 分 所 得 に 対 す る 割 合 (%)	17.2	15.5	14.2	15.9	18.1
子 世 代 か ら 高 齢 者 へ の 移 転 (円)	▲30,000	0	10,000	▲5,556	0
本 家 計 の 規 模 (円)	506,592	426,805	255,765	425,531	713,236
副 家 計 の 規 模 (円)	69,160	78,557	53,908	73,730	0
総 家 計 の 規 模 (円)	575,752	505,362	309,673	499,261	713,236
本 家 計 が 総 家 計 に 占 め る 割 合 (%)	88.0	84.5	82.6	85.2	100.0

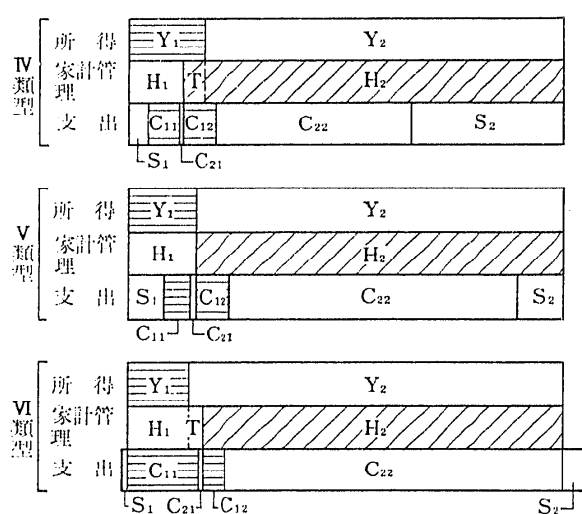


図 6 M—Nタイプの家計構造

C—N タイプに比べ割合は少ないものの家計が分離している。

家計の構造は図6に示される。また各担当家計別、世代別生活費が表6に、家計のかかわりの指標が表7に示される。

高齢者が子世代家計に移転するIV類型では、高齢者の可処分所得は総可処分所得の17.2%を占め、高齢者の可処分所得の3割を子世代に拠出する。子世代家計は3万円もらうが、高齢者の生活費(C₁₂)を食料費、交際費を中心に4.4万円ほど賄っている。一方、高齢者は可処分所得の25%を黒字として残し、自身で消費するのは45%にすぎない。高齢者自身が賄う高齢者の消費支出は被服・教養娯楽・その他がもっとも多い。高齢者の生活費のなかで高齢者が自身で管理する割合の高い

のは被服・教養娯楽・その他(94%)が高く、次に保健医療・交通通信(78%)が高く、交際費(36%)、食料費(24%)は低く、住居関係はゼロである。高齢者が子世代のために負担、管理するC₂₁はほとんどない。結局、純移転は9,330円を子世代が負担しており、C—NタイプIV型と異なる。

M—Nタイプに典型的な、高齢者から子世代への金銭移転のないV類型では、高齢者の可処分所得は総可処分所得の15.5%とIV類型に比べ若干少ない。8万円弱の可処分所得の半分を生活費に半分を黒字にまわす。子世代家計は高齢者の生活費を食料、住居関係の費用を中心に4万円ほど賄っている。この額はIV類型と大きく変わらない。しかし、高齢者の生活費(C₁)に占めるC₁₁の割合は費目別では被服・教養娯楽・その他は8割を、保健医療・交通通信、交際については6割ほどを自ら賄っているが、食料、住居関係を賄う割合は少なく、各34%、4%にすぎない。純移転は、子世代の3万2,619円負担となっている。子世代からの純移転があるために4万円ほどの黒字を出すことができたといえる。

VI類型は1ケースであり事例として扱うべきものである。このケースは食事別となっており、したがって高齢者の食料費管理の割合は高いが、住居関係の費用は子世代が管理し賄っている。子世代から高齢者に1万円移転され、高齢者の可処分所得と移転分がほとんどすべて高齢者の生活費になっており、赤字を出している。子世代も赤字

表 6-1 M—Nタイプ IV 類型の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			家計別費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計
本家計 (子世代)	食 料	20,617	91,279	111,896	6.9	30.4	37.2	—	100	94.5	24.5	34.9	32.4
	住居・光熱・家具家事用品	6,453	33,550	40,003	2.1	11.2	13.3	—	100	100	7.7	12.8	11.6
	保健医療・交通通信・教育	2,160	46,172	48,332	0.7	15.4	16.1	—	100	86.3	2.6	17.7	14.0
	交 際	13,323	29,932	43,255	4.4	10.0	14.4	—	87.2	78.4	16.0	11.5	12.5
	被服・教養娯楽・その他	1,174	56,051	57,225	0.4	18.6	19.0	—	100	76.0	1.4	21.4	16.6
	計	43,726	256,984	300,710	14.5	85.5	100	—	98	87.2	52.4	98.3	87.2
副家計 (高齢者)	食 料	6,490	0	6,490	14.7	0	14.7	23.9	—	—	7.8	0	1.9
	住居・光熱・家具家事用品	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
	保健医療・交通通信・教育	7,665	0	7,665	17.4	0	17.4	78.0	—	—	9.2	0	2.2
	交 際	7,549	4,396	11,945	17.1	10.0	27.1	36.2	—	—	9.0	1.7	3.5
	被服・教養娯楽・その他	18,043	0	18,043	40.9	0	40.9	93.9	—	—	21.6	0	5.2
	計	39,747	4,396	44,143	90.0	10.0	100	47.6	—	—	47.6	1.7	12.8
総家計	食 料	27,107	91,279	118,386	7.9	26.5	34.3	100	100	100	32.5	34.9	34.3
	住居・光熱・家具家事用品	6,453	33,550	40,003	1.9	9.7	11.6	100	100	100	7.7	12.8	11.6
	保健医療・交通通信・教育	9,825	46,172	55,997	2.8	13.4	16.2	100	100	100	11.8	17.7	16.2
	交 際	20,872	34,328	55,200	6.1	10.0	16.0	100	100	100	25.0	13.1	16.0
	被服・教養娯楽・その他	19,217	56,051	75,268	5.6	16.3	21.8	100	100	100	23.0	21.4	21.8
	計	83,473	261,380	344,853	24.2	75.8	100	100	100	100	100	100	100

表 6-2 M—Nタイプ V 類型の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			家計別費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計
本家計 (子世代)	食 料	14,334	92,200	106,534	3.9	24.8	28.7	—	95.0	89.6	20.3	27.2	26.0
	住居・光熱・家具家事用品	18,232	25,967	44,199	4.9	7.0	11.9	—	94.4	95.1	25.8	7.7	10.8
	保健医療・交通通信・教育	2,115	84,240	86,355	0.6	22.7	23.3	—	99.7	95.2	3.0	24.9	21.1
	交 際	2,547	27,471	30,018	0.7	7.4	8.1	—	100.0	88.6	3.6	8.1	7.3
	被服・教養娯楽・その他	3,214	100,858	104,072	0.9	27.2	28.0	—	98.9	87.2	4.5	29.8	25.4
	計	40,442	330,736	371,178	10.9	89.1	100	—	97.7	90.7	57.2	97.7	90.7
副家計 (高齢者)	食 料	7,494	4,852	12,346	19.7	12.8	32.5	34.3	—	—	10.6	1.4	30.2
	住居・光熱・家具家事用品	736	1,532	2,268	1.9	4.0	6.0	3.9	—	—	1.0	0.5	0.6
	保健医療・交通通信・教育	4,038	287	4,325	10.6	0.8	11.4	65.6	—	—	5.7	0.1	1.1
	交 際	3,867	0	3,867	10.2	0	10.2	60.3	—	—	5.5	0	0.9
	被服・教養娯楽・その他	14,079	1,152	15,231	37.0	3.0	40.0	81.4	—	—	19.9	0.3	3.7
	計	30,214	7,823	38,037	79.4	20.6	100	42.8	—	—	42.8	2.3	9.3
総家計	食 料	21,828	97,052	118,880	5.3	23.7	29.1	100	100	100	30.9	28.7	29.1
	住居・光熱・家具家事用品	18,968	27,499	46,467	4.6	6.7	11.4	100	100	100	26.8	8.1	11.4
	保健医療・交通通信・教育	6,153	84,527	90,680	1.5	20.7	22.2	100	100	100	8.7	25.0	22.2
	交 際	6,414	27,471	33,885	1.6	6.7	8.3	100	100	100	9.1	8.1	8.3
	被服・教養娯楽・その他	17,293	102,010	119,303	4.2	24.9	29.2	100	100	100	24.5	30.1	29.2
	計	70,656	338,559	409,215	17.3	82.7	100	100	100	100	100	100	100

表 6-3 M—Nタイプ VI 類型の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			家計別費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	2,363	102,057	104,420	0.7	29.5	30.2	—	99.1	84.2	3.2	30.9	25.9
	住居・光熱・家具家事用品	13,130	53,122	66,252	3.8	15.4	19.2	—	100	99.0	18.0	16.1	16.4
	保健医療・交通通信・教育	1,122	46,911	48,033	0.3	13.6	13.9	—	100	97.4	1.5	14.2	11.9
	交 際	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0
	被服・教養娯楽・その他	1,540	125,344	126,884	0.4	36.3	36.7	—	98.4	97.1	2.1	37.9	31.5
	計	18,155	327,434	345,589	5.3	94.7	100	—	99.1	85.7	24.9	99.1	85.7
副家計 (高齢者)	食 料	18,554	970	19,524	32.2	1.7	33.8	88.7	—	—	25.5	0.3	4.8
	住居・光熱・家具家事用品	700	0	700	12.1	0	1.2	5.1	—	—	1.0	0	0.2
	保健医療・交通通信・教育	1,300	0	1,300	2.3	0	2.3	53.7	—	—	1.8	0	0.3
	交 際	32,315	0	32,315	56.0	0	56.0	100	—	—	44.3	0	8.0
	被服・教養娯楽・その他	1,850	2,000	3,850	3.2	3.5	6.7	54.6	—	—	2.5	0.6	1.0
	計	54,719	2,970	57,689	94.9	5.1	100	75.1	—	—	75.1	0.9	14.3
総家計	食 料	20,917	103,027	123,944	5.2	25.5	30.7	100	100	100	28.7	31.2	30.7
	住居・光熱・家具家事用品	13,830	53,122	66,952	3.4	13.2	16.6	100	100	100	19.0	16.1	16.6
	保健医療・交通通信・教育	2,422	46,911	49,333	0.6	11.6	12.2	100	100	100	3.3	14.2	12.2
	交 際	32,315	0	32,315	8.0	0	8.0	100	100	100	44.3	0	8.0
	被服・教養娯楽・その他	3,390	127,344	130,734	0.8	31.6	32.4	100	100	100	4.7	38.5	32.4
	計	72,874	330,404	403,278	18.1	81.9	100	100	100	100	100	100	100

表 6-4 M—Nタイプ 分離なし家計の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計	食 料	25,203	120,357	145,560	4.3	20.7	25.1	28.3	24.5	25.1
	住居・光熱・家具家事用品	40,637	100,239	140,876	7.0	17.3	24.2	45.6	20.4	24.2
	保健医療・交通通信・教育	6,915	120,755	127,670	1.2	20.8	22.0	7.8	24.6	22.0
	交 際	2,323	33,914	36,237	0.4	5.8	6.2	2.6	6.9	6.2
	被服・教養娯楽・その他	13,997	116,594	130,591	2.4	20.1	22.5	15.7	23.7	22.5
	計	89,075	491,859	580,934	15.3	84.7	100	100	100	100

表 7 M—Nタイプの「一部分離型」家計のかかわりの指標

家計類型	IV	V	VI	計・平均
ケース数	2	6	1	9
Y ₁	99,160	78,557	43,908	79,286
T	▲ 30,000	0	10,000	▲ 5,556
C ₁₁	39,747	30,214	54,719	35,055
C ₂₁	4,396	7,823	2,970	6,522
C ₁₂	43,726	40,442	18,155	38,695
C ₂₂	256,984	330,736	327,434	313,980
C ₁	83,473	70,656	72,874	73,751
S ₁	25,017	40,520	▲ 3,781	32,153
NS ₁	15,687	7,901	▲ 28,966	5,535
B ₁	74,143	38,037	47,689	47,133
NT	9,330	32,619	25,185	26,618
S ₁ /Y ₁	25.2	51.6	▲ 8.6	40.6
C ₁ /Y ₁	84.2	89.9	166.0	93.0
NS ₁ /Y ₁	15.8	10.1	▲ 66.0	7.0
C ₁₂ /C ₁	52.4	57.2	24.9	52.5
C ₁₁ /C ₁	47.6	42.8	75.1	47.5

を出している。子世代家計は C₁₂ を1.8万円も賄い、純移転は2.5万円子世代負担となっている。

高齢者の生活費 (C₁) は、IV 類型で8.3万円、V 類型で7.1万円、VI 類型で7.3万円と大差はない。M—N タイプにおいて、高齢者の生活費は家計構造 (分離の仕方) によってあまり変わらない。

(2) C—N タイプとの比較

家計構造のタイプでIV類型は、C—N タイプでは約20万円の可処分所得をもち5万円を本家計に入れ、M—N タイプでは約10万円の可処分所得のなかで3万円を本家計に入れている。V類型は、C—N タイプでは9.5万円 (2人) の可処分所得、

M—Nタイプでは8万円であり、1人当たりの可処分所得がC—Nタイプのほうが小さい。すなわち1人当たりの可処分所得が比較的多くても、M—Nタイプでは本家計に移転しない場合が多いだろうと予想される（実証はさらにケースを増やしてなされるべきであるが）。

また子世代の純移転は、IV類型でC—Nタイプがマイナス1.7万円（子世代を援助）、M—Nタイプで0.9万円、V類型でC—Nタイプが5万円、M—Nタイプで3.3万円の子世代の負担となっている。やはりM—Nタイプにおいては高齢者が子世代に援助する様子はみられず、大なり小なり子世代の負担となっている。

Ⅷ M—C—Cタイプの家計の構造と 家計費の構造

高齢化社会には、三世代で家計をそれぞれ分離する家族が出現すると思われる。掛川調査においてもM—NタイプからM—C—Cタイプに移行したケースがある。このタイプにおける家計の分離を事例として示し、家計費の個別化について考察したい。

80歳の対象者が年金を受給しており、くらし帳を担当、対象者の子世代（56歳の夫と51歳の妻、共働き）が家計簿を担当、対象者の孫世代（27歳

の夫と28歳の妻、夫のみ働く）が家計簿を担当しており、本家計はどちらとも決めえず、家計間の金銭の移転はない。家計の支出担当は、子世代の家計が主食（米）と皆での外食（慶事）、光熱費、電話代、NHK聴取料、新聞代、家族共通の贈答、住宅ローンの一部を担当しており、孫世代が副食と住宅ローンの一部を担当している。高齢者はわずかではあるが食料費を支出している。その結果、家計費は表8のようになる。可処分所得は家計全体で43万円、高齢者が6%、子世代が52%、孫世代が42%を占めている。高齢者の可処分所得は29%を食料費に向けられ、残りは黒字となる。子世代の可処分所得は、半分为消費支出に向けられ半分为黒字（うち住宅ローン返済5.4%）となる。孫世代は孫世代自身の消費支出が多く赤字となっている。この事例研究においては、個別化の度合いを示すために生活費を家族共通の費用と各世代の独自部分に分けてみた。このM—C—Cタイプという5人家族の生活費は総額33.5万円であるが、そのなかで家族共通生活費は約半分（住宅ローン部分も含めると総額38万円円で54.2%）となる。家族共通生活費の構成は、食料費が6割、光熱水道、その他（交際費が中心）が各1.5割である（表9）。この家族共通費は子世代、孫世代が半々に負担している。この家族共通費子世代負担部分は、子世代担当家計の36%にあたり、子世代独自の生活費

表8 M—C—Cタイプの担当家計別収支

	高齢者担当家計			子世代担当家計				孫世代担当家計		総家計
	家族共通	高齢者	孫世代	家族共通	高齢者	子世代	孫世代	家族共通	孫世代	
可処分所得		25,100				221,785			180,554	427,439
消費支出	3,972	2,620	580	80,287	290	31,042	133	75,747	139,988	334,659
食料	3,972	2,620	580	23,830	290	5,650	133	70,739	23,981	131,795
住居								2,100		2,100
光熱水道				23,407					545	23,952
家具家事用品				2,797				198	1,560	4,555
被服									30,430	30,430
保健医療								960	3,030	3,990
交通通信				4,340		5,000			23,586	32,926
教養娯楽				2,328		10,000		90	6,840	19,758
その他				23,585		10,392		1,660	50,016	85,653
黒字		17,928				110,033			▲ 35,131	92,780
住宅ローン返済						12,021			34,534	46,555
その他		17,928				98,012			▲ 69,715	46,225

表 9 M—C—C タイプの生活費の費目別、担当家計別、世代別構成

項 目		生 活 費 (円)					生 活 費 の 割 合 (%)				
		家族共通	高 齢 者	子 世 代	孫 世 代	合 計	家族共通	高 齢 者	子 世 代	孫 世 代	合 計
生 活 費		160,006	2,910	31,042	140,701	334,659	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
費 目 別	食 料	98,541	2,910	5,650	24,694	131,795	61.6	100.0	18.2	17.6	39.4
	住 居	2,100	—	—	—	2,100	1.3	—	—	—	0.6
	光 熱 水 道	23,407	—	—	545	23,952	14.6	—	—	0.4	7.2
	家具家事用品	2,995	—	—	1,560	4,555	1.9	—	—	1.1	1.4
	被 服	—	—	—	30,430	30,430	—	—	—	21.6	9.1
	保 健 医 療	960	—	—	3,030	3,990	0.6	—	—	2.2	1.2
	交 通 通 信	4,340	—	5,000	23,586	32,926	2.7	—	16.1	16.8	9.8
	教 養 娯 楽	2,418	—	10,000	6,840	19,258	1.5	—	32.2	4.9	5.8
	そ の 他	25,245	—	10,392	50,016	85,653	15.8	—	33.5	35.5	25.6
支払い家計	高 齢 者	3,972	2,620	—	580	7,172	2.5	90.0	—	0.4	2.1
	子 世 代	80,287	290	31,042	133	111,752	50.2	10.0	100.0	0.1	33.4
	孫 世 代	75,747	—	—	139,988	215,735	47.3	—	—	99.5	64.5

が14%を占めている。家族共通費孫世代負担部分は孫世代可処分所得の42%にあたり、孫世代独自の生活費が78%にものぼり、そのため赤字となっている。とくにその他（交際費）、被服費、食料費、交通通信費の独自部分が多い。この家計は家族の共通費を、費目を特定し分担しあい、結果的には子・孫世代半々の負担割合となっている。

高齢者の生活費は、家族共通費を5で割った3.2万円に高齢者独自の0.3万円を加え、3.5万円となっている。

IX 一応の結論と今後の課題

三世代家族における家計は、以上のようにかなりの程度、高齢者夫婦や高齢者により個別に家計が営まれていること、その高齢者家計と子世代による家計とのかかわりは典型的には3つの型が存在すること、それが高齢者による所得に規定されることなどが見出された。分離した副家計では、被服、教養娯楽費、保健医療、交通通信費が賄われる割合が多いことが観察された。さらに、家計が個別化傾向をもつなかでも完全に個別化しない一家計のかかわりが存在するのは、食料費、住居費、光熱水道費、交際費など、家族に共通する消費支出の存在の故であることが実証された。また高齢者の収入と交際費のかかわりが深いこと、高

齢者の黒字の存在、高齢者と子世代家計の扶養関係がさまざま（高齢者が子世代を援助する、子世代が高齢者を援助する、経済的には援助関係がないなど）であることが理解された。

本結果は昭和60年時点の観察で類型化したもので、各家計の変化を追ったものではない。こうした扶養関係がひとつの家計のなかでどう変化するのか興味あるところである。

本論は三世代家族の家計のなかの高齢者担当家計と子世代担当家計のジョイントのあり方に焦点をおいたため、個別化を測る指標としての「小遣い」を特別に取り出していない。また、家族の共通する消費支出がどのくらいあるかの考察は事例研究のみで扱った。掛川調査の特徴は消費支出を「誰のための支出か」を明確化することによって、すべて個人に割り振っていること、「小遣い」もその使途に分け各担当家計の各個人の消費支出費目に割り振っていることであり、効用の帰属する人に特定した厳密な生活費を測定できる利点をもつ。さらに調査集計過程において作成した集中票、小遣いメモに遡れば、以上の課題の分析は可能である。

また本掛川調査は、昭和48年の同じ手法の調査の追跡調査であるので、12年前の家計のありさまとの比較も重要であり、まさしく個別化の進展を

実証する有益な視点と思われる。これらの課題については次の機会にゆずりたい。

注

- 1) 小林綏枝「家計管理の個別化をめぐる」『国民生活研究』Vol. 24, No. 2, 1984.9.

小林綏枝「家計の個別化と家計調査」『国民生活研究』Vol. 25, No. 4, 1986.3.

篠塚英子「女性の社会進出と家計」『家計経済研究』創刊号, 1987.9.

岩田正美「貨幣の循環と家計」松村祥子・岩田正美・宮本みち子『現代生活論』, 有斐閣, 1988.

- 2) 山口貴久男「家計の個別化とその周辺」『家計経済研究』No. 2, 1988.3 他.

- 3) 岩田正美・宮本みち子「在宅重介護老人世帯の家計構造」『在宅重介護老人世帯の家計に関する実証的研究報告書』, 老人福祉開発センター, 1987.3.

岩田正美「同居世帯家計と高齢者の生活費—掛川市における追跡調査の分析から」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, 1987.12.

(みふね・みちこ 共立女子大学家政学部専任講師)